

令和 7 年度健康教育・食育行政担当者連絡協議会

労働安全衛生関係

**令和 7 年 5 月
初等中等教育局 健康教育・食育課
企画調整係**



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

公立学校における労働安全衛生管理体制等の整備について

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）
（令和6年8月27日）

教師の健康及び福祉の確保に向けた労働安全衛生管理の充実について、

- 労働安全衛生法等の関係法令で義務付けられている体制（産業医の選任や衛生委員会の設置、ストレスチェックの実施等）の確保のため、国は都道府県・指定都市教育委員会を、都道府県教育委員会は市町村教育委員会を強力に指導する必要がある
- 法的義務が直接適用されていない教職員数 50 人未満の学校においても、健康管理医等の選任やストレスチェックの実施、衛生委員会の設置など労働安全衛生管理体制の充実に取り組んでいく必要がある

といった趣旨が盛り込まれ、さらなる労働安全衛生管理体制の整備・充実が求められている状況。

公立学校等※における労働安全衛生管理体制等に関する調査 結果概要（令和5年度文部科学省調べ）

※調査対象は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び学校給食調理場

- 労働安全衛生法等の規定により、以下のほとんどの項目について体制の整備が義務づけられているが、未遵守の学校が存在。
- 特に50人未満の公立学校における面接指導体制の整備率や、小・中学校における産業医の選任率、衛生委員会の設置率等が低水準。

<令和5年度調査結果（令和5年5月1日時点（ストレスチェックは令和4年度実績）の状況）>

●衛生管理者の選任率 （常時50人以上学校に選任義務）	●産業医の選任率 （常時50人以上学校に選任義務）	●衛生委員会の設置率 （常時50人以上学校に設置義務）	●衛生推進者の選任率 （常時10人以上50人未満の学校に選任義務）
（50人以上の学校） 小学校：94.1% 中学校：96.2% 高等学校：100% 全体：98.2%	（50人以上の学校） 小学校：85.3% 中学校：90.6% 高等学校：97.3% 全体：93.6%	（50人以上の学校） 小学校：88.0% 中学校：90.8% 高等学校：100% 全体：96.1%	（10人以上50人未満の学校） 小学校：96.1% 中学校：95.1% 高等学校：98.7% 全体：95.5%
●面接指導体制の整備 （学校規模を問わず実施義務）		●ストレスチェック実施率 （常時50人以上の学校に実施義務、50人未満の学校に実施努力義務）	
（50人以上の学校） 小学校：95.3% 中学校：97.1% 高等学校：99.8% 全体：98.5%	（50人未満の学校） 小学校：83.1% 中学校：81.9% 高等学校：98.5% 全体：83.9%	（50人以上の学校） 小学校：98.9% 中学校：98.8% 高等学校：100% 全体：99.5%	（50人未満の学校） 小学校：93.7% 中学校：93.2% 高等学校：99.8% 全体：94.0%

労働安全衛生管理体制の整備について①

1. 学校において整備することが義務付けられている安全衛生管理体制

< 1. 常時50人以上の労働者を使用する事業場 >

➤ 衛生管理者：衛生に係る技術的事項を管理する者

職務の例：健康に異常のある者の発見及び処置、作業環境の衛生上の調査、少なくとも週1回の巡視 等

資 格：衛生管理者免許取得者、「保健体育」の中学・高等学校教諭、養護教諭（※）等から選任

※ 衛生管理者規程（昭和47年労働省告示第94号）において、衛生管理者免許を有していなくても衛生管理者に選任できる者が列挙されている。

➤ 産 業 医：産業医学の専門家として教職員の健康管理等を行う者

職務の例：健康診断及び面接指導等の実施、作業環境の維持管理、少なくとも月1回の巡視 等

資 格：医師のうち、厚生労働大臣が定める研修を修了した者等から選任

（学校保健安全法により全ての学校に置くこととされている「学校医」に加えて選任することが必要）

➤ 衛生委員会：衛生に関する重要事項について調査審議する機関

構 成：校長、衛生管理者、産業医等で構成

調査審議事項の具体的な例：①教職員の健康障害防止、健康保持増進のための対策

②長時間にわたる労働による教職員の健康障害の防止対策

③教職員の精神的健康の保持増進を図るための対策 等

< 2. 常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場 >

➤ 衛生推進者：衛生に係る業務を担当する者

職務の例：作業環境・作業方法の点検、健康の保持増進のための措置に関すること 等

資 格：一定期間衛生の実務に従事した経験を有する者等から選任

※ 産業医の選任義務のない教職員49人以下の学校においても、教職員の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師や保健師に教職員の健康管理等を行わせることが努力義務となっている。

労働安全衛生管理体制の整備について②

2. 学校において義務となっている健康の保持増進のための措置

＜1. 定期健康診断＞ ※別途学校保健安全法第15条にも職員の健康診断の規定があり、学校では両方の規定が適用される。

- 対 象：常時使用する労働者
- 頻 度：一年以内ごとに1回、定期

＜2. 面接指導＞ ※ 産業医の選任義務のない、常時50人未満の労働者を使用する事業場についても適用される

- 対 象：①週40時間を超える労働時間が月80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる場合
②心理的負担の程度が高く、面接指導を受ける必要があると、ストレスチェックを実施した医師等が認めた場合
※ 上記に該当しない教職員でも、健康への配慮が必要な者については、面接指導等を行うよう努める必要がある。
- 実施者：産業医、産業医の要件を備えた医師等労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師が望ましい

＜3. 心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）＞ ※平成27年12月以降導入

- 実施義務のある事業場：労働者数50人以上の事業場（50人未満の事業場は当分の間努力義務）
※学校については、事業場の規模にかかわらず、全ての学校において適切に実施するよう、文部科学省より通知等により依頼。
- 対 象：常時使用する労働者
- 実施者：医師、保健師又は厚生労働大臣が定める研修を修了した看護師若しくは精神保健福祉士
- 頻 度：一年以内ごとに一回
- 項 目：以下の3領域に関する項目が含まれていることとされている。
 - ①職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
 - ②心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
 - ③職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目

ストレスチェックの実施・活用状況

- ✓ 労働安全衛生法において、**ストレスチェックを年1回実施すること**が学校の設置者に**義務**づけられている
- ✓ 50人未満の学校では当分の間努力義務とされているが、文部科学省においてはその趣旨に鑑み、**規模にかかわらず全ての学校において適切に実施される**よう促している
- ✓ ストレスチェックの結果、高ストレスであり医師による面接指導が必要と判断された労働者から申出があった場合には、学校の設置者は、医師による**面接指導を実施しなければならない**
- ✓ 学校の設置者は、検査を行った医師等に、**ストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計・分析**させ、**必要に応じて、適切な措置を講じる**

【ストレスチェックとは】

ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査。

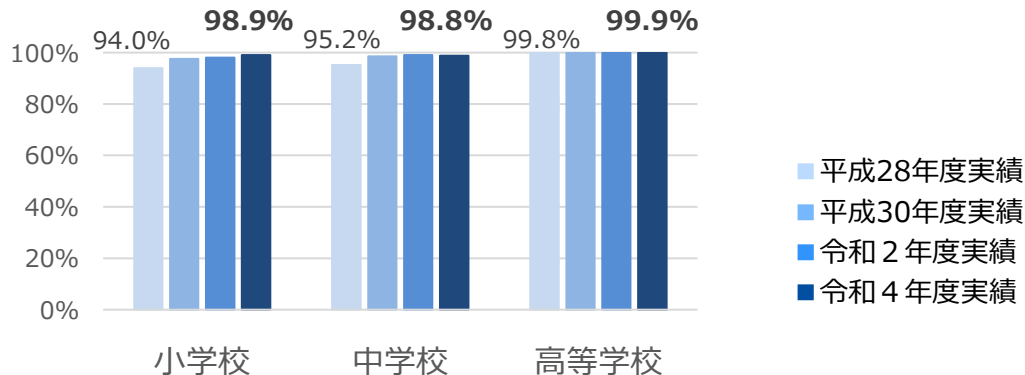
2014年6月の労働安全衛生法改正により、労働者が50人以上いる事業所では、2015年12月から、毎年1回、全ての労働者に対して実施することが義務付けられた。

【集団分析について】

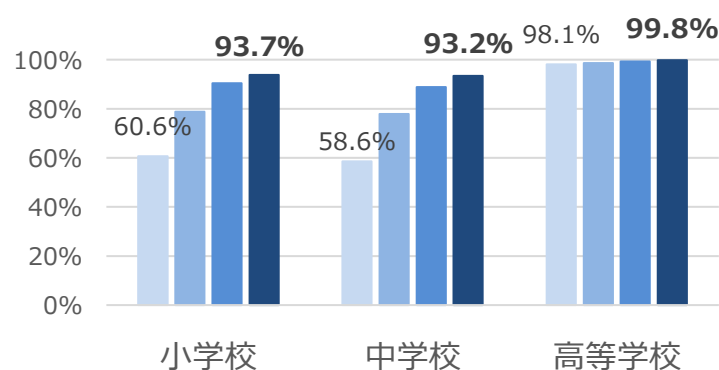
ストレスチェックの集団ごとの集計・分析及びその結果を踏まえた必要な措置は努力義務であるが、職場環境におけるストレスの有無及びその原因を把握し、必要に応じて職場環境の改善を行うことの重要性に留意し、できるだけ実施することが望ましい。

●ストレスチェックの実施率等（常時50人以上の学校に実施義務、常時50人未満の学校に実施の努力義務）

【50人以上の学校】



【50人未満の学校】



【令和4年度】	50人以上の学校	50人未満の学校
ストレスチェック実施率	99.5%	94.0%
ストレスチェック実施後の面接指導の体制の整備率	98.5%	89.5%
ストレスチェック実施後の集団分析実施率	96.8%	84.2%
集団分析結果活用率	93.0%	78.8%

●ストレスチェック実施後の集団分析の結果活用方法（令和4年度実績）

業務配分の見直し、人員体制・組織の見直し、管理監督者向けの研修の実施、衛生委員会等での審議等

（出典：公立学校等における労働安全衛生管理体制等に関する調査結果（文部科学省調べ））

公立学校における労働安全衛生管理体制等の整備率①

(令和5年5月1日現在)

区分	衛生管理者		衛生推進者	産業医			健康管理医等	衛生委員会	
	選任率	職場巡視実施率	選任率	選任率	職場巡視実施率	情報提供率	選任率	設置率	開催率
1 北海道	98.6%	97.9%	76.0%	96.5%	87.0%	97.8%	58.1%	97.9%	32.9%
2 青森県	98.2%	94.5%	95.6%	67.9%	31.6%	97.4%	25.0%	96.4%	98.1%
3 岩手県	95.7%	71.2%	96.1%	97.1%	6.0%	89.6%	65.4%	100.0%	26.1%
4 宮城県	98.2%	100.0%	97.0%	86.5%	97.9%	97.9%	39.9%	97.3%	9.3%
5 秋田県	100.0%	100.0%	97.6%	100.0%	31.0%	100.0%	78.7%	100.0%	95.2%
6 山形県	98.0%	86.0%	100.0%	98.0%	14.0%	100.0%	91.2%	98.0%	72.0%
7 福島県	100.0%	79.5%	89.9%	100.0%	61.6%	100.0%	68.6%	100.0%	23.3%
8 茨城県	97.8%	100.0%	97.8%	81.3%	89.9%	94.5%	59.9%	96.3%	93.8%
9 栃木県	98.9%	83.7%	94.2%	93.5%	34.5%	86.2%	42.9%	92.5%	7.0%
10 群馬県	100.0%	91.0%	96.6%	100.0%	57.3%	97.8%	85.3%	100.0%	57.3%
11 埼玉県	99.6%	93.7%	98.3%	99.3%	71.6%	94.0%	64.2%	98.5%	62.4%
12 千葉県	93.2%	79.6%	95.0%	81.5%	35.3%	72.5%	83.1%	93.2%	32.5%
13 東京都	96.5%	91.7%	96.3%	94.7%	81.0%	95.0%	63.7%	93.4%	80.0%
14 神奈川県	96.6%	94.9%	97.6%	96.8%	98.2%	99.0%	91.3%	96.3%	33.8%
15 新潟県	100.0%	88.9%	97.9%	98.9%	24.7%	98.9%	71.0%	100.0%	88.9%
16 富山県	97.5%	10.3%	91.5%	97.5%	17.9%	51.3%	14.8%	97.5%	2.6%
17 石川県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	70.8%	95.8%	98.6%	100.0%	85.4%
18 福井県	100.0%	84.2%	94.2%	94.7%	88.9%	97.2%	38.1%	100.0%	97.4%
19 山梨県	97.2%	5.7%	89.1%	88.9%	59.4%	90.6%	75.8%	91.7%	9.1%
20 長野県	100.0%	73.6%	100.0%	82.7%	62.6%	93.4%	98.7%	98.2%	55.6%
21 岐阜県	100.0%	100.0%	97.8%	98.3%	99.2%	99.2%	82.2%	100.0%	96.7%
22 静岡県	97.6%	87.7%	97.3%	96.8%	52.1%	92.6%	69.2%	96.8%	68.6%
23 愛知県	99.7%	80.8%	99.8%	93.9%	83.3%	98.1%	97.0%	99.4%	75.1%
24 三重県	97.4%	81.3%	95.8%	96.1%	12.2%	86.5%	75.5%	100.0%	16.9%
25 滋賀県	100.0%	94.4%	100.0%	100.0%	88.9%	93.3%	83.3%	97.8%	76.1%
26 京都府	98.8%	73.8%	99.2%	98.8%	33.3%	75.0%	74.8%	98.8%	44.0%
27 大阪府	97.4%	89.0%	98.3%	97.4%	84.5%	89.8%	75.8%	94.1%	65.9%
28 兵庫県	100.0%	71.6%	99.5%	83.9%	91.5%	94.4%	88.9%	99.5%	67.6%
29 奈良県	89.3%	86.0%	94.5%	92.9%	48.1%	88.5%	83.7%	85.7%	81.3%
30 和歌山県	100.0%	78.9%	83.5%	100.0%	61.4%	78.9%	43.6%	100.0%	63.2%
31 鳥取県	100.0%	100.0%	98.1%	100.0%	31.7%	100.0%	29.3%	100.0%	85.4%
32 島根県	100.0%	87.8%	91.1%	100.0%	19.5%	87.8%	63.2%	100.0%	4.9%
33 岡山県	99.3%	67.6%	98.3%	99.3%	66.2%	66.2%	75.8%	100.0%	22.6%
34 広島県	99.4%	100.0%	100.0%	94.3%	83.1%	75.7%	100.0%	94.3%	93.9%
35 山口県	100.0%	90.4%	97.5%	90.4%	54.5%	83.3%	82.6%	98.6%	75.0%
36 徳島県	100.0%	85.7%	90.4%	100.0%	82.9%	97.1%	68.6%	100.0%	94.3%
37 香川県	100.0%	98.0%	97.3%	100.0%	62.0%	98.0%	80.2%	100.0%	94.0%
38 愛媛県	100.0%	100.0%	97.4%	96.5%	92.7%	98.2%	77.2%	96.5%	89.1%
39 高知県	97.1%	90.9%	81.4%	100.0%	44.1%	94.1%	51.3%	97.1%	87.9%
40 福岡県	98.3%	58.4%	99.9%	97.0%	40.8%	95.2%	76.0%	98.3%	26.0%
41 佐賀県	100.0%	94.4%	95.2%	98.1%	77.4%	86.8%	87.6%	98.1%	92.5%
42 長崎県	100.0%	78.7%	100.0%	95.7%	15.6%	100.0%	80.3%	100.0%	12.8%
43 熊本県	100.0%	87.5%	100.0%	97.9%	63.8%	97.9%	81.1%	100.0%	93.8%
44 大分県	100.0%	78.6%	98.2%	96.4%	29.6%	74.1%	78.6%	100.0%	44.6%
45 宮崎県	84.9%	22.2%	89.3%	83.0%	9.1%	77.3%	47.9%	84.9%	6.7%
46 鹿児島県	100.0%	100.0%	100.0%	98.8%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	96.3%
47 沖縄県	97.5%	72.9%	81.3%	69.2%	75.5%	100.0%	58.5%	63.5%	89.1%
全国平均	98.2%	85.0%	95.5%	93.6%	67.2%	92.1%	73.2%	96.1%	59.8%

(文部科学省調べ)

公立学校における労働安全衛生管理体制等の整備率②

(令和5年5月1日現在)

区分	面接指導体制 (50人以上)	面接指導体制 (50人未満)	ストレスチェック※ (50人以上)				ストレスチェック※ (50人未満)			
	整備率	整備率	実施率	面接体制整備率	集団分析実施率	結果活用率	実施率	面接体制整備率	集団分析実施率	結果活用率
1 北海道	96.5%	66.9%	99.3%	100.0%	99.3%	93.5%	89.8%	85.2%	88.1%	82.1%
2 青森県	92.9%	56.2%	100.0%	100.0%	96.4%	72.2%	81.4%	81.4%	90.1%	30.9%
3 岩手県	100.0%	89.2%	98.6%	100.0%	85.3%	91.4%	93.1%	97.0%	50.0%	79.7%
4 宮城県	98.2%	88.8%	96.3%	94.3%	95.2%	100.0%	86.3%	93.8%	85.3%	79.3%
5 秋田県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	82.9%	97.1%	100.0%	83.1%	67.5%	67.8%
6 山形県	98.0%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	95.0%	93.0%	73.8%
7 福島県	100.0%	79.0%	100.0%	100.0%	100.0%	93.1%	92.5%	86.7%	91.9%	70.8%
8 茨城県	100.0%	81.6%	99.2%	100.0%	100.0%	90.8%	92.3%	98.4%	86.9%	81.1%
9 栃木県	91.4%	33.1%	100.0%	98.9%	98.9%	94.5%	100.0%	70.8%	93.8%	77.0%
10 群馬県	100.0%	91.2%	100.0%	100.0%	98.9%	98.9%	99.6%	95.1%	79.9%	87.2%
11 埼玉県	99.3%	79.6%	100.0%	99.2%	100.0%	96.6%	94.8%	79.0%	92.6%	77.0%
12 千葉県	99.5%	76.7%	99.0%	98.5%	100.0%	92.9%	89.7%	83.3%	92.0%	62.1%
13 東京都	97.5%	89.3%	100.0%	96.2%	99.5%	76.0%	98.3%	91.1%	82.7%	77.8%
14 神奈川県	99.5%	93.1%	100.0%	99.5%	99.5%	100.0%	100.0%	93.3%	92.9%	98.0%
15 新潟県	98.9%	71.8%	100.0%	98.9%	100.0%	98.9%	99.4%	95.0%	88.3%	86.4%
16 富山県	97.5%	57.2%	100.0%	95.2%	97.6%	100.0%	100.0%	64.6%	75.6%	51.2%
17 石川県	100.0%	100.0%	95.7%	100.0%	100.0%	91.1%	91.4%	100.0%	90.6%	75.1%
18 福井県	94.7%	30.0%	100.0%	95.0%	90.0%	97.2%	100.0%	69.1%	97.8%	62.7%
19 山梨県	91.7%	53.1%	97.2%	100.0%	97.1%	97.1%	80.9%	79.8%	76.0%	70.9%
20 長野県	100.0%	100.0%	99.1%	99.1%	92.9%	93.3%	89.1%	94.2%	73.9%	78.0%
21 岐阜県	99.2%	87.0%	100.0%	100.0%	98.3%	93.2%	97.8%	80.5%	82.9%	85.7%
22 静岡県	100.0%	95.3%	99.2%	100.0%	97.5%	97.5%	93.7%	89.4%	87.3%	88.1%
23 愛知県	99.4%	96.8%	100.0%	97.7%	86.4%	79.6%	98.6%	87.7%	65.0%	67.4%
24 三重県	100.0%	99.8%	100.0%	85.3%	94.7%	87.3%	99.8%	79.7%	76.3%	44.1%
25 滋賀県	100.0%	99.5%	100.0%	100.0%	98.9%	98.9%	100.0%	100.0%	81.1%	95.8%
26 京都府	98.8%	86.7%	100.0%	100.0%	100.0%	97.6%	92.7%	89.0%	83.7%	88.3%
27 大阪府	98.2%	95.4%	100.0%	99.3%	97.8%	97.3%	95.9%	96.3%	91.9%	89.1%
28 兵庫県	96.4%	96.4%	100.0%	100.0%	96.7%	95.0%	93.1%	89.0%	87.2%	77.7%
29 奈良県	96.4%	93.1%	96.4%	100.0%	96.3%	90.4%	87.0%	92.5%	66.0%	59.0%
30 和歌山県	100.0%	46.8%	98.2%	94.6%	91.1%	92.2%	86.2%	90.2%	76.0%	74.5%
31 鳥取県	100.0%	60.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	63.7%	94.4%	86.9%	94.6%
32 島根県	100.0%	55.0%	100.0%	76.9%	84.6%	97.0%	64.1%	82.6%	76.8%	76.7%
33 岡山県	100.0%	86.8%	99.2%	100.0%	100.0%	95.3%	97.1%	88.3%	80.0%	74.8%
34 広島県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.7%	100.0%	100.0%	91.5%	89.1%
35 山口県	98.6%	98.4%	100.0%	100.0%	88.4%	95.1%	99.5%	99.5%	64.3%	67.4%
36 徳島県	100.0%	66.7%	100.0%	100.0%	97.4%	94.6%	95.9%	92.5%	87.6%	78.1%
37 香川県	100.0%	97.8%	100.0%	100.0%	96.0%	100.0%	100.0%	97.8%	85.2%	87.0%
38 愛媛県	96.5%	77.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.4%	91.1%	90.4%	90.4%	81.3%
39 高知県	100.0%	59.9%	100.0%	100.0%	100.0%	94.1%	87.3%	90.3%	70.9%	91.1%
40 福岡県	100.0%	90.1%	100.0%	98.1%	98.1%	96.1%	99.1%	92.8%	90.2%	85.2%
41 佐賀県	98.1%	93.2%	100.0%	98.1%	88.7%	97.9%	94.1%	93.7%	76.1%	88.2%
42 長崎県	100.0%	89.3%	100.0%	100.0%	100.0%	91.3%	100.0%	93.9%	82.4%	61.0%
43 熊本県	100.0%	94.3%	100.0%	99.0%	100.0%	97.9%	96.0%	94.5%	93.5%	96.6%
44 大分県	100.0%	94.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.8%	69.4%	89.8%	82.3%
45 宮崎県	84.9%	39.4%	100.0%	98.1%	98.1%	90.4%	48.9%	90.9%	80.0%	45.7%
46 鹿児島県	100.0%	98.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.1%	91.3%	93.8%
47 沖縄県	91.2%	60.7%	95.5%	97.3%	88.0%	87.1%	85.8%	92.0%	55.9%	69.5%
全国平均	98.5%	83.9%	99.5%	98.5%	96.8%	93.0%	94.0%	89.5%	84.2%	78.8%

(文部科学省調べ)

※ストレスチェックについては令和4年度実績

1 会議等での趣旨徹底

取組例

- 市町村教育委員会に対し、ストレスチェックを実施するよう指導主事会等で指導、周知
- ストレスチェックの集団分析結果を職場環境の改善に役立てることができるよう、管理職を対象とした研修会を実施
- 新規採用職員研修の際、メンタルヘルスに関するハンドブックを配布するとともに、相談窓口について案内
- 若手職員に対し、ストレス等への対処法を研修会や座談会で周知

2 通知・手引き等での趣旨徹底

取組例

- ストレスチェックの受診勧奨に関するPR紙を発行、毎月発行している保健便り等でストレスチェックの実施について周知
- 職場環境改善についてまとめた好事例集を収集し、冊子にまとめてHPで公開、研修会等で活用
- ストレスチェックの目的や趣旨、実施方法等の詳細な資料を作成、所属における趣旨徹底のために通知を送付

3 衛生委員会等の設置・実施

取組例

- 県立学校職員を対象とする総括安全衛生委員会を年に2回、労務職員の労働安全衛生について協議する作業部会を年に3回実施し、安全衛生管理体制の整備を図った
- 開催報告書により、各学校の衛生委員会の審議内容を教育委員会が具体的に把握し、各職場の環境改善に向けた審議を活性化させ、更なる教職員の健康増進を図った
- 各学校の衛生委員会での協議内容をデータベース化し、他校においても閲覧可能とすることで、優良事例の横展開を図った

4 職員が衛生管理者等の資格を取得するための措置

取組例

- 将来的な衛生管理者の確保を目的として、教頭だけではなく、主幹教諭についても希望すれば予算の範囲内で衛生管理者免許の取得に係る財政措置を講じた
- 県の事業として、県立学校の教職員を対象に、衛生管理者受験準備講習会の受講及び免許試験の受験の機会を確保

5 労働基準監督機関等との連携（指導・助言、講習会への参加等）

取組例

- 休職・休暇から復職した職員とその所属長に対し、職場復帰訓練から復職後概ね1年間、断続的に臨床心理士を派遣し、面談・助言を行う
- 臨床心理士を相談員として各学校に少なくとも年1回は派遣し、カウンセリングや管理職への指導・助言、研修会等を行うことで、メンタルヘルス不調者への早期対応や職場環境の改善を図る
- 精神科医による困難事例への指導・助言

6 その他

取組例

- 教職員が一人で悩みを抱え込まないよう、教職経験が豊富な相談員による面談や電話相談を実施
- 職員のメンタルヘルス対策の一環として、職員の疲労やストレス状況を客観的に把握するシステムを導入
- 在校時間調査のみではなく、在校時間が長い教職員と所属長に対して訪問面談を実施し、長時間勤務による心身の健康への影響について周知し、在校時間が長いことに対する意識の改善を図った
- 長時間勤務者について、各所属の管理職に対して衛生管理医からの提言書を送り、所属としての体制整備を依頼
- セルフケア相談窓口を外部委託により開設
- 若手職員に重点を置き、保健師等の産業保健スタッフによる、学校に出向いて行う巡回相談により、初任者等を中心としたセルフケア支援相談を実施
- 勤怠管理システム上で、教職員が管理職に対して心身の不調を訴えたり、医師の面談を要求できたりする機能を整備

公立学校における労働安全衛生管理体制の事例集・ハンドブック

作成：地方公務員安全衛生推進協会 公立学校職場における安全衛生管理体制に関する研究チーム

■「公立学校における労働安全衛生管理体制の事例集」（令和５年２月）

教育委員会３団体及び学校２校の労働安全衛生管理の取組を紹介

事例１ 大分県教育委員会

- ・ 県教育委員会による市町村の労働安全衛生体制の構築に向けたきめ細やかな支援
- ・ 公立学校教職員のメンタルヘルス面に対する予防的なサポート（こころのコンシェルジュ事業）

事例２ 川崎市教育委員会

- ・ 教育委員会内の教職員の健康管理に係る専従組織「健康推進室」の設置

事例３ 川口市教育委員会

- ・ メンタルヘルスカウンセラーなどの独自のメンタルヘルス対策の仕組みを運用

事例４ 川口市立十二月田小学校

- ・ 教職員の労働安全衛生の基礎となる勤務時間管理とそれに基づいた業務改善を行う校長のリーダーシップ
- ・ 教職員の労働安全衛生に関する事項のみならず、日常的な事項についてざくばらんに意見交換できる場に位置づけられた衛生委員会

事例５ 奄美市立金久中学校

- ・ 労働安全衛生活動がまったく行われていない学校ではどのような手続きで体制整備と活動を始めればよいのかを学ぶ好事例

■「はじめの一步から、より良い学校へ 公立学校の安全衛生ハンドブック」（令和７年３月）

はじめの一步から、より良い学校へ
公立学校の安全衛生ハンドブック
（公立学校職場における安全衛生管理体制に関する研究チーム）



地方公務員
安全衛生推
進協会HP



<目次>

I 教職員の安全と健康と学校経営を守るために

1. 教職員の安全と健康と学校経営を守るために知っておきたいこと
2. 教職員の安全と健康と学校経営を守るために取り組みたいこと
 - ・学校管理職の取り組みチェック
 - ・学校外組織（教育委員会など）の取り組みチェック
 - ・教職員の取り組みチェック
 - ・まずはここから！労働安全衛生への取り組み方
3. 留意事項など

II 学校現場における衛生委員会の活用



地方公務員安全衛生推進
協会HP



■「公立学校における労働安全衛生管理体制の事例集 2023」（令和６年３月）

比較的小規模な教育委員会１団体及び学校２校の労働安全衛生管理の取組や研究チームのコラムを紹介

事例１ 日出町教育委員会

- ・ 学校規模に関わらず域内全校に学校委員会（衛生委員会に準ずる組織）を設置
- ・ 労働安全衛生管理やメンタルヘルス対策を教育委員会全体の施策調整課で所掌、各学校とも緊密に連携

事例２ 日出町立大神小学校

- ・ 衛生委員会を形骸化させないための構成員の選定や開催のタイミングの工夫
- ・ 衛生委員会での審議事項を踏まえた業務改善

事例３ 花巻市立湯口小学校

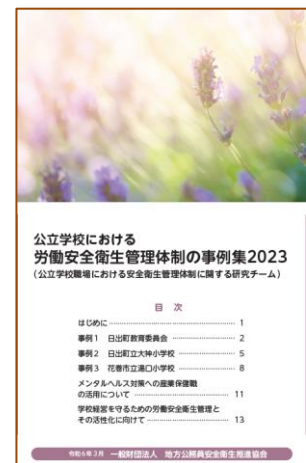
- ・ 衛生委員会の一部構成員を輪番制とし、委員会だよりの発行により構成員以外への情報共有を実施
- ・ 衛生委員会での審議事項を踏まえた業務改善

記事 メンタルヘルス対策への産業保健職の活用について

- ・ メンタルヘルス対策の労働安全衛生活動の形式運用及び課題解決型運用

記事 学校経営を守るための労働安全衛生管理とその活用に向けて

- ・ 教職員を取り巻く健康課題とその背景
- ・ 学校職場における労働安全衛生管理のカたち



地方公務員安全衛生推進
協会HP



公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業

令和7年度予算額 0.5億円
(前年度予算額 0.7億円)
令和6年度補正予算額 0.3億円
教育職員の精神疾患による病気休職者数の推移（平成26年度～令和5年度）



文部科学省

背景・課題

- 令和5年度の精神疾患による病気休職者数は、7,119人（過去最多）
→休職期間中の給与保障や代替教員等の配置による財政的負担も伴う
- 昨今、全国的に教師不足の状況（令和3年度始業日時点で、公立小・中学校等で2,558人が不足）
→臨時的任用教員等の確保も難しい中、病気休職者の増加は学校現場や児童生徒に対する教育への影響や、教職の魅力低下につながる恐れがある

事業内容

○各教育委員会において、専門家等と協力しながら、病気休職の原因分析や、メンタルヘルス対策及び労働安全衛生体制の活用等に関するモデル事業を実施し、教員のメンタルヘルス対策に関する事例の創出や効果的な取組の研究を行う。

○実施期間：令和7年度

1. 教育委員会における病気休職の原因分析・モデル事業の実施

- 件数・単価：4団体（都道府県・市町村教育委員会）×約1,000万円
- 内容：令和6年度までの取組成果を踏まえ、より実効的な取組の充実・深化を図り、全国展開可能な形で成果をとりまとめる。

（具体的な取組）

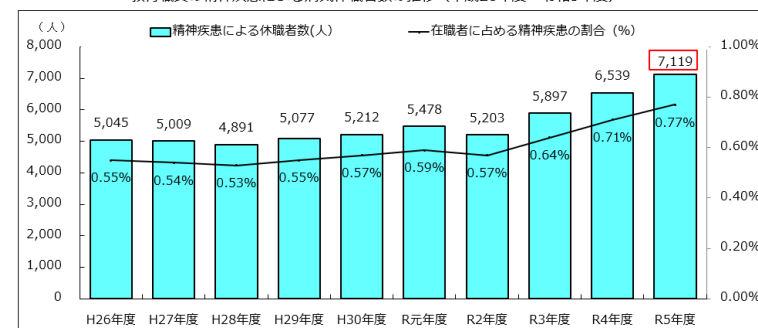
- ✓ **関係者会議**（自治体担当者、医療・心理の専門家、学校管理職等で構成）におけるメンタルヘルス対策に関する情報共有と事業計画の立案・実施、効果検証等の中心的な役割
- ✓ **域内の学校におけるメンタルヘルス対策のモデル事業の実施及び効果検証**
 - ・休職原因分析の傾向を踏まえた、困難な業務への対応力向上を目指した専門家による研修
 - ・セルフケア（セルフストレスチェック等）の促進、管理職によるラインケアの充実
 - ・SNS（オンライン相談等）等を活用した相談体制充実
 - ・医療専門家（精神科医・保健師・公認心理師等）による各学校への助言、相談体制充実 等

2. モデル事業の伴走支援、横展開の取組

- 件数・単価：（民間企業等） 約1,000万円

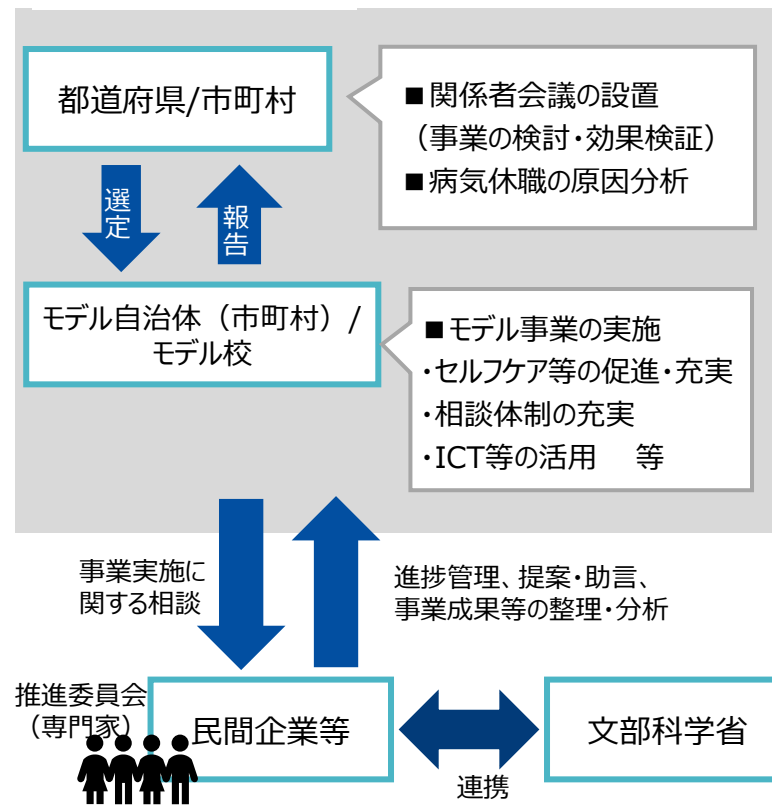
（具体的な取組）

- ✓ **採択自治体の伴走支援**、推進委員会と連携した委託自治体への提案・助言
- ✓ 事業成果等を体系的に整理・分析、「メンタルヘルス対策手引書」の作成、横展開の実施 等



（出典）公立学校教員の人事行政状況調査

【事業のイメージ図】



（初等中等教育局初等中等教育企画課）

医療の専門家による公立学校教員のメンタルヘルス 対策強化事業

令和6年度補正予算額

0.3億円



文部科学省

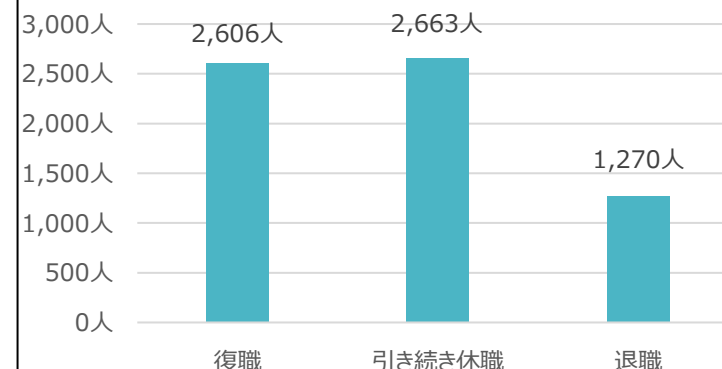
現状・課題

- 令和4年度の精神疾患による病気休職者数は6,539人（過去最多）
→休職期間中の給与保障や代替教員等の配置による財政的負担も伴う
- （参考）1年以内に精神疾患を再発している割合は15.7%、
精神疾患による休職者のうち、休職期間が1年以上の割合は31.7%
（令和4年度 公立学校教職員の人事行政状況調査より）

事業内容

- 医学的知見から、公立学校教員の精神疾患による休職者への対応について、
教育委員会等と連携しながら効果検証を行った上で、有効な対応策を整理する。
- 件数・単価：民間企業等（1団体×約3,000万円）

精神疾患による病気休職者の令和5年4月1日現在の状況



（令和4年度 公立学校教職員の人事行政状況調査より）

文部科学省

委託

民間事業者（委託先）

調査分析

教員の休職者を患者に持つ医療機関と連携の上、病気休職中の支援等と、
休職期間・再発率等との関係などについて
分析を行う。

民間事業者（委託先）

調査分析に際して
の依頼等

医療データ等の提供、
分析への協力

医療機関（病院等）



効果検証

調査分析の結果を踏まえながら、
複数の教育委員会等と連携の上、
医療機関と連携した早期復職や再発
防止に係る取組の効果検証を行う。

民間事業者（委託先）

連携

医療機関（病院等）

医療機関と連携した
対応策の検討、効果
検証／調査分析等
により得た知見の提供

各種取組の実施及び
その報告、
各種データ等の提供

教育委員会・学校



対応策の整理

調査分析・効果検証の結果を踏まえ、
医療と連携した教育委員会の対応策を
整理

民間事業者（委託先）

検討会

※有識者による検討
会を実施し、助言
を得つつ整理。

全国的な展開を見据えた対応策の整理 等
（例）休職者への休職中の手引き
部下の不調に気づくためのチェックリスト
復職前に受講するプログラム

文部科学省

